

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第7条	
所 管 課	文化部文化課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 条例第7条に基づき審査する。 【文化会館条例第7条(許可の取消し等)】 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。 2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。 【第4条第2項(使用の許可)】 2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認める	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	